

水の郷さわら舟運発着棧橋 募集要項 (平成 24 年度)

「水の郷さわら」では、河川及び水辺利用者の利便性を向上し、産業観光による賑わいや交流人口の拡大を図るために、佐原河岸（水辺施設）を管理しています。

舟運事業者が指定管理者（PFI佐原リバー株式会社）の許可を得た上で使用できる舟運発着棧橋については、安全を第一に考え、利用者・使用者が快適かつ安心して利活用できるルールを定め運用しています。

この度、平成 24 年度の舟運事業者（1 年を通して連続運航）を下記の通り募集します。

1. 舟運発着棧橋の利用内容

(1) 利用棧橋数

8.5m×2 箇所（同時利用は不可とします。）

※震災復旧工事完了（5 月末を予定）までの間、仮設棧橋を使用します。

※復旧工事に際し、営業を一時見合わせて頂くことがあります。

(2) 募集舟運事業者数

最大 4 事業者

(3) 利用可能日

水辺交流センターの営業日に準じます。（別途指定管理者が必要と判断した場合は追加、変更することがあります。）

閉館日は、年間 55 日以内で指定管理者が市長の承認を得て定めます。

（原則、年末年始・月曜日を定休日としています。月曜日が祭日の場合は翌日となります。）

(4) 利用可能時間

9:00～17:00 まで（その他条例の定める時間による）

利用時間外は、安全管理上、棧橋入口を施錠致します。

(5) 乗船券の販売・精算方法など

乗船券は、水の郷さわらにて指定管理者が舟運事業者から受託販売します。

販売手数料として乗船券売上げの 10%を徴収いたします。

販売手数料を除いた売上は、当日中に精算します。

舟運事業者が係留棧橋やスロープを利用する場合は別途使用料を徴収します。

(6) 水面利用協議会

許可を受けた舟運事業者は、利用ルール及び利用関係者の調整を図り、円滑な管理を行うため「水の郷さわら水面利用協議会」に参加して頂きます。

2. 利用申請手続き

(1) 「利用許可申請書」の提出

水の郷さわらの設置及び管理に関する条例施行規則第 9 条 1 項に基づき、「利用許可申請書（第 7 号様式）」を提出してください（添付書類 a～m）。

①受付期間 : 平成 24 年 2 月 1 日～2 月 29 日

②利用申請可能期間 : 平成 24 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日（1 年を超えない範囲）

③提出方法 : 郵送又は持参（郵送の場合、2 月 29 日(水)午後 5 時必着とします）

④提出先 : 水の郷さわら 川の駅

〒287-0003 千葉県香取市佐原イ 4051-3

⑤添付書類

a) 船舶運行者名簿

b) 船舶運行者の船舶免許（※代表者記名押印された原本証明付写しを添付）

c) 使用船舶リスト／3 艇まで（※代表者記名押印された船舶検査証書の原本証明付写し及び船舶検査手帳の原本証明付写しを添付する）利用を予定している船舶の係留場所を既に確保していること

- d) 安全管理計画
安全マニュアル、安全管理体制（責任者を明記した緊急連絡網）
- e) 保険証券（※各々、代表者記名押印された原本証明付写しを添付）
 - ア) 施設賠償責任保険（5,000 万円以上）
 - イ) 船客傷害賠償保険（1 名 5,000 万円以上）
 - ウ) 搜索救助保険（100 万円以上）
- f) 運行計画（運航コース毎に、運行経路図、所要時間、利用料金を明記）
適宜、写真等を使用し、わかり易く説明してください。
- g) 香取市観光船運送条例に基づく運営開始届（※代表者記名押印された原本証明付写しを添付）
- h) 定款：取得年月日が申請書類提出日より 3 か月以内（法人）
- i) 履歴事項全部証明書：取得年月日が申請書類提出日より 3 か月以内（法人）
- j) 印鑑証明書：証明年月日が申請書類提出日より 3 か月以内
- k) 納税証明書
 - ア) 直近の国税（所得税、法人税、消費税及び地方消費税）の未納がないことの証明書：証明年月日が申請書類提出日より 3 か月以内
 - イ) 県税(事業税、県民税)の未納がないことの証明書：証明年月日が申請書類提出日より 3 か月以内
 - ウ) 市税（市民税、固定資産税、軽自動車税）の滞納がないことの証明書：証明年月日が申請書類提出日より 3 か月以内
- l) 事業実績：事業者がこれまで実施してきた事業 P R（書式は任意）
- m) 営業戦略：事業者としての 1 年を通じた集客に向けた取り組み（書式は任意）

(2) 審査

- ・申請期間終了後、指定管理者にて選考を行います。
- ・選考に際しては、①安全管理体制、②香取市の魅力を向上させる航路設定、③香取市への貢献度合い、④事業実績を重視します。また、香取市施設であることから、①香取市内事業者、②千葉県内事業者、③その他の事業者 の優先順位とします。
- ・選考の結果、募集事業者数に満たない場合でも追加募集はいたしません。
- ・書類不備の場合は審査を経ずに失格となります。
- ・提出された書類については、変更することができません。
- ・提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は、失格とします。
- ・提出された書類は、返却しません。
- ・必要に応じ追加資料等の提出をお願いすることがあります。
- ・許可に際し利用時間調整等が必要な場合は、指定管理者より連絡することがあります。

(3) 「利用許可書」の交付

水の郷さわらの設置及び管理に関する条例施行規則第 9 条 2 項に基づき、合格者には「利用許可書（第 8 号様式）」を交付します。

3. 水の郷さわらにおける主な利用ルール、禁止事項

(1) 水の郷さわらの設置及び管理に関する条例より 第 9 条（利用の制限）

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本施設の利用を制限し、又は許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるとき
- (2) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失させる恐れがあると認められるとき
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れがあるとき
- (4) 集団的に又は常習的に暴行的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき
- (5) 前各号にあげるもののほか、本施設の管理運営上支障があると認められるとき

(2) 水の郷さわらの設置及び管理に関する条例施行規則より

第19条（行為の承認）

水の郷さわらにおいて、次にあげる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を申し出て、指定管理者の承認を受けなければならない。

- (1) テント、天幕等の設置
- (2) 看板、懸垂幕その他物の掲示
- (3) 文書、図画の掲示又は散布
- (4) 宣伝、物品の販売その他これからに類する行為
- (5) 集団で設置に立ち入ろうとする行為

(3) 佐原河岸の安全・管理ルール

- ①利根川本流に対する航行は右側通行となります。
- ②狸島周辺エリアは、最徐行エリア（10ノット以下）となります。
- ③使用する船舶の大きさは8メートル未満となります。
- ④年度内の運航コースの追加・変更は認めません。
- ⑤営業時間内に待合船を佐原河岸の係留棧橋に係留する場合は、1艇あたり300円/日を徴収します。
- ⑥運航期間中は、香取市観光船運送条例に基づく営業開始届出済証を、指定管理者の指示に従い掲示してください。
- ⑦棧橋利用方法等については、水の郷さわら水面利用協議会にて取り決めます。
- ⑧団体予約については、水の郷さわら水面利用協議会事務局の承認を得た上で、臨時使用することができます。
- ⑨水の郷さわら内（舟運発着棧橋、乗船券販売所、駐車場など）に、営業看板等を舟運事業者が許可無く掲示することはできません。
- ⑩舟運事業者としての広報・営業は、各事業者の責任において実施してください。
- ⑪河川増水時や天候が悪化する恐れがある場合などは、指定管理者の指示に速やかに従っていただきます。

4. お問い合わせ先

水の郷さわら 川の駅

受付時間：午前9時から午後5時まで（月曜日を除く）

住所：〒287-0003 千葉県香取市佐原イ 4051-3

TEL：0478-52-1138

FAX：0478-52-1122

Eメール：info@e-sawara.com